

河川法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

目次

○ 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（第一条関係）	1
○ 河川管理施設等構造令施行規則（昭和五十一年建設省令第十三号）（第二条関係）	5
○ 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）（第三条関係）	6

改正案	現行
<p>（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）</p> <p>第一条の二 国土交通大臣は、法第四条第一項の政令の制定又は改廃については、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であつて、次の各号のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な河川の属する水系であつて、当該水系の想定はん濫区域（洪水、津波、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域をいう。以下同じ。）の面積がおおむね百平方キロメートル以上又は想定はん濫区域内の人口がおおむね十万人以上であるもの</p> <p>三 八 （略）</p> <p>（令別表一）項から十項までに掲げる処分等に類する処分等）</p> <p>第十八条の九 （略）</p> <p>（水防に必要な器具等を保管するための倉庫に類する施設）</p> <p>第二十二条の二 法第三十七条の二の国土交通省令で定める施設は、水防に必要な器具、資材又は設備の置場とする。</p> <p>（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）</p> <p>第三十三条の八 法第五十八条の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表</p>	<p>（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）</p> <p>第一条の二 国土交通大臣は、法第四条第一項の政令の制定又は改廃については、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であつて、次の各号のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるようその立案を行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な河川の属する水系であつて、当該水系の想定はん濫区域（洪水、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域をいう。以下同じ。）の面積がおおむね百平方キロメートル以上又は想定はん濫区域内の人口がおおむね十万人以上であるもの</p> <p>三 八 （略）</p> <p>（令別表一）項から九項までに掲げる処分等に類する処分等）</p> <p>第十八条の九 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(河川協力団体の指定)

第三十三条の九 法第五十八条の八第一項の規定による指定は、法第五十八条の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為)

第三十三条の十 法第五十八条の十二の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。)とする。

- 一 法第二十条の規定による承認 河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他の河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持
- 二 法第二十四条の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用
- 三 法第二十五条後段の規定による許可 令第十五条第一項に規定する河川の産出物の採取
- 四 法第二十六条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築
- 五 法第二十七条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植

(新設)

六 法第三十四条第一項の規定による承認 第二号又は第三号に掲げる許可（それぞれ第二号又は第三号に定める行為に係るものに限る。）に基づく権利の譲渡。

2 令第十六条の十二の国土交通省令で定める行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

第三十三条の十一 (略)

第三十三条の十二 (略)

第三十三条の十三 (略)

(河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件)

第三十七条の六 法第九十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、法第五十八条の八第一項の河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行つている一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、法第九十九条第一項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

(この省令の規定の準用河川への準用)

第三十八条の四 第一条、第二条、第四条から第六条まで、第七条第三号、第八条第一項、第九条から第十八条まで、第十八条の六から第三十三条の十三まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十二条の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

第三十三条の八 (略)

第三十三条の九 (略)

第三十三条の十 (略)

(新設)

(この省令の規定の準用河川への準用)

第三十八条の四 第一条、第二条、第四条から第六条まで、第七条第三号、第八条第一項、第九条から第十八条まで、第十八条の六から第三十三条の十まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十二条の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)



改 正 案	現 行
<p>（暫定改良工実施計画が定められた場合の特例）</p> <p>第三十五条 令第七十五条に規定する暫定改良工実施計画が定められた場合における令及びこの省令の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 堤防及び床止めについては、暫定改良工実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなすものとする。</p> <p>二 堤防及び床止め以外の河川管理施設等については、令及びこの省令の規定を適用すれば当該河川管理施設等の機能の維持が著しく困難となる場合その他特別の事情により著しく不適當であると認められる場合においては、暫定改良工実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなすものとする。</p>	<p>（暫定改良工実施計画が定められた場合の特例）</p> <p>第三十五条 令第七十五条に規定する暫定改良工実施計画が定められた場合における令及びこの省令の規定の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>一 堤防及び床止めについては、暫定改良工実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位は、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位とみなすものとする。</p> <p>二 堤防及び床止め以外の河川管理施設等については、令及びこの省令の規定を適用すれば当該河川管理施設等の機能の維持が著しく困難となる場合その他特別の事情により著しく不適當であると認められる場合においては、暫定改良工実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位又は高潮位は、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位又は計画高潮位とみなすものとする。</p>

改正案	現行
<p>（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）</p> <p>第三条 法第十五条第一項第三号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。</p> <p>（市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるための必要な措置）</p> <p>第四条 法第十五条第三項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）</p> <p>第五条 法第十五条の二第一項の地下街等（法第十五条第一項第三号イに規定する地下街等をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時の円滑か</p>	<p>（地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画に定めるべき事項）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の地下街等（同条第一項第三号に規定する地下街等をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項</p> <p>二 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項</p> <p>三 地下街等における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</p> <p>四 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</p> <p>（市町村地域防災計画において定められた事項を住民に周知させるための必要な措置）</p> <p>第四条 法第十五条第四項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画に定めるべき事項）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の地下街等（同条第一項第三号に規定する地下街等をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難</p>

つ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項
- 四 地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 五 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第二項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（統括管理者の設置等）

第六条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

の確保を図るために必要な措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（新設）

(連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置)

第七条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

(地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項)

第八条 法第十五条の二第八項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第九条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設(法第十五条第一項第三号口に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十条 第六条及び第八条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十一条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第三号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項

二 大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

(新設)

(新設)

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十二条 第六条及び第八条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第十三条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項と内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)  
第十四条 (略)

(新設)

(新設)

(権限の委任)  
第五条 (略)